厚木市騒音計・振動計貸出要綱

（目的）

1. この要綱は、市内の工場、事業所又は一般家庭（以下「工場等」という。）に対して騒音計、振動計（以下、「機器」という。）を貸出すことにより、当該工場等の騒音又は振動の実情を把握することで、騒音防止又は振動防止に対する啓発に役立てることを目的とする。

（貸出しする機器）

第２条　貸出しする機器は、次に掲げるものとする。

(1) 騒音計（型式　積分型普通騒音計　ＮＬ－０６）

(2) 振動計（型式　振動レベル計　ＶＭ－５２Ａ）

（貸出対象者）

第３条　貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に在住、在勤し、若しくは在学する18歳以上の者又は市内で事業を営む者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人又はその他の団体

（貸出期間）

第４条　機器の貸出期間は７日以内とする。ただし、貸出期間中であっても、市長が特別の

事由があると認めたときはこの限りではない。

（貸出料）

第５条　機器の貸出しは、無料とする。

（貸出申請）

第６条　機器の貸出しを受けようとする者は厚木市騒音計・振動計貸出申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

２　前項の申請に当たっては、機器の貸出しを受けようとする者は運転免許証その他本人の確認ができる書類を提示しなければならない。

３　市は、提出された申請書の内容を確認し、貸出機器の種類、貸出期間を決定する。

（遵守事項）

第７条　機器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 市外で使用すること

(2) 測定以外で使用すること

(3) 営利目的で使用すること

(4) 第三者に対し転貸し、譲渡を行うこと又は担保にすること

２　市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第４条の規定にかかわらず機器の返却を求めることができる。

(1) 虚偽その他の不正手段により機器の貸出しを受けた場合

(2) この要綱の規定に違反した場合

(3) 前２号に定めるもののほか、市長が機器の貸出しを不適当と認める場合

（損害賠償）

第８条　借受者は、機器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において

原形に復し、又は現品により賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があ

ると市長が認めたときはこの限りではない。

（返却方法）

第９条　借受者は、機器の破損、異常等がないか確認し、第４条に規定する貸出期間内にお

いて、市に機器を持参の上、返却するものとする。

（市の免責）

第10条　借受者が機器の使用方法により生じた事故又は貸出期間中における機器の管理不

備により生じた事故に対しては、市は一切の責任を負わない。

　（測定結果の取り扱い）

第11条　借受者が測定した測定結果の数値は、騒音、振動の実態を把握するための参考に

使用するものとし、取引、証明等に使用しないものとする。

附則

この要綱は、令和５年10月１日から施行する。